

**東近江市定住自立圏形成方針を変更することにつき議決を
求めることについて**

東近江市定住自立圏形成方針を次のとおり変更することについて、東近江市定住自立圏形成方針の議決に関する条例（平成27年東近江市条例第36号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年8月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市定住自立圏形成方針（変更後）

東近江市は、旧八日市市の区域（以下「中心地域」という。）と旧永源寺町、旧五個荘町、旧愛東町、旧湖東町、旧能登川町及び旧蒲生町の区域（以下「近隣地域」という。）で形成する東近江市定住自立圏（以下「圏域」という。）に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った東近江市において、これまで築き上げてきたそれぞれの地域の多彩な特性をいかしたまちづくりのネットワーク化を図り、定住するために必要な諸機能を確保するとともに、自立するための経済基盤を培い、魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 前条の目的を達成するため、中心地域及び近隣地域は、次に掲げる政策分野において、地域の特性に応じた相互連携や機能分担を行い、圏域全体の活性化を図るものとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（連携する具体的事項）

第3条 前条の基本方針に基づき、相互連携や機能分担を行う取組は、次の各号に掲げるものとし、当該取組の内容及び当該取組における中心地域と近隣地域の機能は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 保健・医療・福祉・子育て

(ア) 保健体制の充実

a 取組の内容

生活習慣病の発症予防と重症化予防、生活習慣・社会環境の改善、社会生活に必要な機能の維持・向上に努める。また、健康づくり・介護予防を推進する体制づくりを進める。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、東近江市保健センターを核として、圏域における健康づくりを推進する役割を担い、各種健診や健康づくり事業等を実

施し、圏域の医療機関と連携し健康増進事業の充実や、東近江市保健センターを基幹とした機能強化を図る。

(b) 近隣地域においては、各種健診や健康づくり事業等を実施し、地域の医療機関と連携し健康増進事業の充実を図る。

(イ) 地域医療体制の向上

a 取組の内容

圏域の中核病院である独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センターの機能強化を図るとともに、地域医療の拠点となる市立病院や市立診療所、民間医療機関の連携を強化する。また、医療スタッフの確保及びその定着を図るとともに、介護施設や福祉団体等とのネットワークを構築し、地域完結型医療の提供を目指す。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センターを中心に、近隣地域にある市立病院や市立診療所、民間医療機関と連携し、地域に必要な医療の提供や医療ネットワークを構築するとともに、医療スタッフの確保に努める。

(b) 近隣地域においては、市立病院や市立診療所、民間医療機関と連携し、地域に必要な医療を提供するとともに、医療スタッフの確保に努める。

(ウ) 地域福祉の充実

a 取組の内容

一つの支援機関だけでは解決できない複雑化・複合化した生活課題を抱える人及びその家族を支援できるよう、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の一体的な推進を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、支援機関等と連携し、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するとともに、相談支援や社会参加など一体的な支援を行う。

(b) 近隣地域においては、支援機関等と連携し、相談支援や参加支援など一体的な支援を行う。

(エ) 子育て支援の充実

a 取組の内容

安心して子供を産み育てることができる環境をつくるため、家庭や地域、関係機関が連携したネットワークを構築し、一人一人の子供の育ちを総合的、継続的に支援する体制づくりを推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、東近江市子育て支援センターを中心に子育てのネットワークを構築し、相談窓口や子育て家庭の交流の場等を充実させる。

(b) 近隣地域においては、各地域の子育て支援センターにおいて相談窓口や子育て家庭の交流の場等を充実させる。

イ 消防・防災

(ア) 消防防災体制の強化

a 取組の内容

防災情報や緊急情報を圏域全体に提供する仕組みを構築し、市民の災害に対する自助力を高め、防災力の向上を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、市役所の危機管理センターにおいて、緊急時の情報収集や発信を行う。また、市民の情報受信体制を確保する。

(b) 近隣地域においては、市民の情報受信体制を確保する。

ウ 教育

(ア) 教育、スポーツ環境の充実

a 取組の内容

子供が安心して充実した学校生活を送れる質の高い教育環境を提供するため、学力向上に努めるとともに、人材育成や教育体制を構築する。また、誰もがスポーツを楽しめる環境を整え、スポーツの普及を推進するとともに、図書館サービスの向上を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、教職員の指導力等の向上や学力向上に係る企画立案を行うとともに、安心して学校生活を送れるよう支援体制を構築する。また、スポーツ環境を充実させるとともに、図書館ネットワーク等による図書サービスを充実させる。

(b) 近隣地域においては、学力向上に努めるとともに、安心して学校生活を送れるよう支援を行う。また、スポーツ環境を充実させるとともに、図書館ネットワーク等による図書サービスを充実させる。

エ 産業

(ア) 農業、特産の振興

a 取組の内容

農産物の特産化や販路拡大等を通じて農業経営の安定化を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、農産物の高付加価値化を推進するとともに、関係団体と連携して販路拡大や安定した農業経営の確立を支援する。

(b) 近隣地域においては、農産物の高付加価値化を推進するとともに、関係団体と連携して安定した農業経営の確立を支援する。

(イ) 多様な地域資源の活用の推進

a 取組の内容

森里川湖でつながる多様な地域資源を将来世代に継承するため、豊かな自然環境とその中で育まれてきた歴史文化の魅力の再発見や人と自然のつながりの再生などの取組の経済的・社会的価値の最大化を図り、その持続可能な活用を推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、多様で豊かな地域資源の保全と経済性を両立させた持続可能な利活用を推進するとともに、人材育成や情報の集積・発信などに取り組む。

(b) 近隣地域においては、多様で豊かな地域資源の保全と経済性を両立させた持続可能な利活用を推進する。

(ウ) 企業誘致、商業の活性化の推進

a 取組の内容

新規企業の立地や既存企業の規模拡大、雇用創出等に対する支援を行い、商工業の振興を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、圏域内への企業立地に向けた情報発信を行い、新規企業の立地や既存企業の規模拡大、雇用創出等に対して支援を行う。また、中心市街地の活性化を推進し、にぎわい創出を図る。

(b) 近隣地域においては、新規企業の立地や既存企業の規模拡大、雇用創出等に対して支援を行う。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 都市基盤

(ア) 公共交通の維持確保

a 取組の内容

バス交通を中心とした効率的で利便性の高い公共交通ネットワークを構築し、公共交通の維持確保を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、公共交通による圏域内外への移動の利便性を確保するため、利用者ニーズの把握に努め、効率的な公共交通ネットワークを構築するとともに、利用促進を図る。

(b) 近隣地域においては、公共交通による中心地域への効率的な移動を確保するため、利用者ニーズの把握に努めるとともに、利用促進を図る。

(イ) 道路の整備促進

a 取組の内容

圏域内外の交流を促進するため、主要幹線道路ネットワークの整備促進、能登川駅周辺の道路環境の整備その他広域的な観点に基づく交通インフラの整備を推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、都市計画道路の整備を推進するとともに、幹線道路や地域内道路の整備を推進する。

(b) 近隣地域においては、地域内道路や能登川駅周辺の道路環境の整備を推進する。

イ 情報・交流

(ア) 地域情報の共有、発信の強化

a 取組の内容

圏域全体に整備した光ケーブル網を活用し、ケーブルテレビによる地域情報や行政情報の提供を通じて情報の共有を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、ケーブルテレビを通じて行政情報を提供するため、番組の企画立案を行う。また、地域情報の提供やケーブルテレビ網の更新、維持管理を行う。

(b) 近隣地域においては、地域情報の提供やケーブルテレビの機能強化を図るとともに、情報通信サービスを提供する。

(イ) 観光交流、移住の推進

a 取組の内容

地域や関係団体と連携し、都市部の住民をはじめとする圏域外からの観光誘客による交流や圏域外からの移住の促進を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、観光誘客の推進のため、関係団体との調整や企画立案を行う。また、圏域外からの移住促進に係る企画立案を行うとともに、移住の受入れを推進する。

(b) 近隣地域においては、観光誘客の推進のため、関係団体との調整や農家民泊の受入れを行う。また、圏域外からの移住の受入れを推進する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材

(ア) 職員力、組織力の向上

a 取組の内容

地域の課題解決に向けて、戦略的に人材育成と能力開発を行い、モチベーションが高く、政策形成能力を持つ職員の育成や組織力の向上を図る。

b 機能分担

中心地域、近隣地域の区別なく、政策推進型の組織への移行やまちづくりに挑戦する組織風土づくりに取り組むとともに、職員の意識改革や職員の能力向上を図る。

(その他)

第4条 この方針に掲げる取組について必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

東近江市定住自立圏形成方針の変更について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。